

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	カオラック中央魚市場建設計画 のための贈与に関する日本国政府 とセネガル共和国政府との間 の交換公文	カオラック中央魚市場建設計画を実施するために必要 な 1. 魚市場、管理棟及び関連施設の建設に必要な生産物 及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1及び2.の施設及び機材の維持・管理指導に必 要な役務の供与	712,000千円 H15.2.3まで	H14.2.4 ダカール で (同日)	日本側 古屋昭彦在セネガ ル大使 セネガル側 アブドゥラ ・ダイオオツテ経済・財政 大臣	H14.6.26 274号
セネガル	国立保健医療・社会開発学校整 備計画のための贈与に関する日 本国政府とセネガル共和国政府 との間の交換公文	国立保健医療・社会開発学校整備計画を実施するた めの詳細設計に必要な役務の供与	67,000千円 H15.2.3まで	H14.2.4 ダカール で (同日)	日本側 古屋昭彦在セネガ ル大使 セネガル側 アブドゥラ ・ダイオオツテ経済・財政 大臣	H14.7.8 295号
セネガル	セネガル共和国政府に対する贈 与に関する日本国政府とセネガ ル共和国政府との間の交換公文	セネガルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むセネガルの経済困難緩和に寄与するため、両政府 の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するため の資金を贈与すること。	1,000,000千円 -----	H14.2.4 ダカール で (同日)	日本側 古屋昭彦在セネガ ル大使 セネガル側 アブドゥラ ・ダイオオツテ経済・財政 大臣	H14.7.23 315号
セネガル	食糧援助に関する日本国政府と セネガル共和国政府との間の交 換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H15.2.3まで	H14.2.4 ダカール で (同日)	日本側 古屋昭彦在セネガ ル大使 セネガル側 アブドゥラ ・ダイオオツテ経済・財政 大臣	H14.7.23 317号
セネガル	国立保健医療・社会開発学校整 備計画のための贈与に関する日 本国政府とセネガル共和国政府 との間の交換公文	国立保健医療・社会開発学校整備計画を実施するた めに必要な 1. 多目的実習棟及び附帯施設の建設に必要な生産物及 び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1及び2.の施設及び機材の維持・管理指導に必 要な役務の供与	911,000千円 (H14年度 131,000千円) H15.3.31まで (H15年度 780,000千円) H16.3.31まで	H14.6.17 ダカール で (同日)	日本側 古屋昭彦在セネガ ル大使 セネガル側 アブドゥラ ・ダイオオツテ経済・財政 大臣	H15.11.27 447号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

セネガルとの無償資金協力取極一覧

セネガルとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	第四次小学校教室建設計画のため の贈与に関する日本国政府と セネガル共和国政府との間の交 換公文	第四次小学校教室建設計画を実施するために必要な 1. 小学校教室及び附属施設の建設に必要な生産物及び 役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.及び2.の施設及び機材の維持・管理指導に必 要な役務の供与 初等教育教材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及び教材並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,146,000千円 H15.3.31まで	H14.6.17 ダカール で (同日)	日本側 古屋昭彦在セネガ ル大使 セネガル側 アブドゥラ イ・ディオップ経済・財政 大臣	H16.8.17 470号
セネガル	初等教育教材整備計画のため の贈与に関する日本国政府とセ ネガル共和国政府との間の交換 文	職業訓練センター拡充計画の実施するために必要な 1. 職業訓練センターの拡充に必要な生産物及び役務の 供与 2. 機材及びその調付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 第四次小学校教室建設計画の実施するために必要な 1. 小学校教室及び附属施設の建設に必要な生産物及び 役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.及び2.の生産物の維持・管理指導に必要な役 務の供与	759,000千円 H16.3.31まで	H15.5.14 東京で (同日)	日本側 中島明在セネガル 大使 セネガル側 シェイク・ア ジフ・スベレ経済・財政 大臣付予算担当大臣	H16.6.11 257号
セネガル	第四次小学校教室建設計画のため の贈与に関する日本国政府と セネガル共和国政府との間の交 換公文	食糧援助に関する日本国政府と セネガル共和国政府との間の交 換公文	350,000千円 H16.3.31まで	H15.5.20 ダカール で (同日)	日本側 中島明在セネガル 大使 セネガル側 アブドゥラ イ・ディオップ経済・財政 大臣	H16.8.30 543号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3)日付については、官報における外務省告示番号をいう。